

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3050号)

令和6年2月27日

横 情 審 答 申 第 3050 号

令 和 6 年 2 月 27 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年5月6日健こ第220号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度 令和2年度に横浜市健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターが事務取扱いをしている非常勤特別職職員として採用されている嘱託医師（判定業務）の以下の文書 1 住民票 2 住居届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む 3 通勤届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度 令和2年度に横浜市健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターが事務取扱いをしている非常勤特別職職員として採用されている嘱託医師（判定業務）の以下の文書 1 住民票 2 住居届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む 3 通勤届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年3月18日付で行った「令和2年度 令和2年度に横浜市健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターが事務取扱いをしている非常勤特別職職員として採用されている嘱託医師（判定業務）の以下の文書 1 住民票 2 住居届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む 3 通勤届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）では、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）及び嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月健こ第476号。以下「委嘱要綱」という。）第12条に基づき嘱託医師に報酬を支給しているが、住居手当や交通費は支給していない。したがって、嘱託医師に対し、住民票の写し、住居届及び通勤届の提出を求めておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 委嘱要綱第14条に「嘱託医師の公務上の災害又は通勤による災害については・・・補償する。」とあるが、住民票、住居届、通勤届の提出がないと補償が受けられない。労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に基づいても、これらの書面が必要である。したがって、書面を収受していると思料されるので、その開示を求める。
- (3) 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合、被災者が訴訟を提起することがあり、就業させる前に、補償内容を通告する必要がある。嘱託医師に交付した委嘱状には、委嘱要綱に定めた身分、報酬、費用弁償など一切が記載されておらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条等に違反する。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) こころの健康相談センターにおける嘱託医師について

ア 横浜市では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、こころの健康相談センターを設置している。

イ こころの健康相談センターの業務を遂行するために、委嘱要綱により、精神保健福祉法第6条第2項第1号に基づく調査研究業務、同項第4号に基づく精神障害者保健福祉手帳に係る等級判定業務及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る判定業務並びにこころの健康相談センター長が必要と認める業務に従事する嘱託医師を委嘱している。この嘱託医師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる非常勤特別職職員であり、医師としての経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うことを目的としている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件審査請求に係る開示請求書の記載から、こころの健康相談センターで委嘱している嘱託医師に係る令和2年度分の住民票、住居届及び通勤届と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 嘱託医師は、住居手当や交通費の支給対象者ではないため、支給のために必要な住民票、住居届及び通勤届は提出させていない。

(イ) 嘱託医師の公務災害及び通勤災害については、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の定めるところにより補償しており、これらの手続については、地方公務員災害補償基金横浜市支部が作成している「公務災害・通勤災害 事務処理の手引き」に基づき行う。これによると、通勤災害の認定のために必要な書類として「通勤届の写し」が挙げられているが、取得していない場合には、合理的な経路及び方法による移動であったかを審査できる書類によって対応することも可能であることを、この事務を所管している総務局人事部職員健康課に確認している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関が説明するように、嘱託医師に通勤届等の提出を求めないことは、交通費等の支給対象者ではない以上不自然ではないし、それが通勤災害の認定において必須ではないことを踏まえると不合理ともいえない。

また、当審査会において通勤手当に関する規則（昭和41年9月横浜市規則第65号）を確認したところ、通勤届の提出を義務付けられている職員は一般職の職員であり、特別職の職員である嘱託医師に、その義務はない。

したがって、本件審査請求文書を取得も保有もしていないという実施機関の説明は、是認できる。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 5 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 6 月 28 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 12 月 26 日 (第380回第一部会)	・審議
令和 6 年 1 月 23 日 (第381回第一部会)	・審議